

## 揭示文兼入札説明書

独立行政法人都市再生機構西日本支社の04 - 西日本支社建築保全工事等発注マニュアル作成業務に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

本件業務においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。

但し、やむを得ない事由により電子入札により難しい者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる（様式は、当機構ホームページ 入札・契約情報 入札・契約手続き 電子入札 電子入札に参加される方へ 運用基準・様式等 「紙入札方式参加承諾様式(一式)」からダウンロードできるので、競争参加資格確認申請書提出期限までに6(2)へ様式1及び2を提出すること。）

本件は、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の業務である。

1 揭示日 令和4年3月30日

2 発注者

独立行政法人都市再生機構西日本支社 支社長 田中 伸和  
大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

3 業務概要

(1) 業務名 04 - 西日本支社建築保全工事等発注マニュアル作成業務

(2) 業務内容

建築保全工事・業務の発注事務に関するマニュアルの作成

発注事務の全体像の確認

マニュアル作成に向けた発注事務担当職員とのワーキングの準備運営

業務フロー及び業務手順書の作成

マニュアルのとりまとめ

(3) 業務の詳細な説明 別添仕様書による。

(4) 履行期間 令和4年6月上旬（契約締結日の翌日）から令和5年3月10日（金）まで（予定）

(5) 履行場所 原則として受注者の事務所

(6) 揭示文兼入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和4年3月30日（水）から令和4年5月25日（水）までに当機構ホームページからダウンロードすること。

ただし、以下の書類等については、閲覧等の方法により行う。

本業務に関する積算基準については、下記のとおり閲覧する。

イ 期間：令和4年3月30日（水）から令和4年5月25日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで（正午から午後1時の間は除く。）

ロ 場所：独立行政法人都市再生機構西日本支社 1階エントランス

ハ 方法：希望日時の1営業日前までに、あらかじめ6(1)記載の連絡先に連絡のうえ、別記様式9「重要な情報の保護に関する誓約書」を指定された日時に持参すること。

本件業務の業務内容に係る説明を、の期間において、希望者に対して、実施する。希望する場合は、あらかじめ6(1)記載の連絡先へ申し出のうえ、別記様式9「重要な情報の保護に関する誓約書」と引換えに行うので、指定日時に来所すること。なお、質問については、これとは別に、9の方法により行うものとする。

#### 4 競争参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者）及び第332条（当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過しない者）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (3) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は当機構ホームページ 入札・契約情報 入札・契約手続き 入札心得・契約関係規程 入札関連様式・標準契約書 当機構で使用する標準契約書等について その他「（入札説明書等別紙）暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）。
- (4) 当機構関西地区における令和3・4年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争参加資格を有している者で、業種区分「建築設計」に係る競争参加資格の認定を受けていること。
- (5) 平成24年度以降（平成24年4月1日から申請書及び資料の提出日まで。以下同じ。）に完了した、次に示す条件を満たす同種又は類似の業務の実績を1件以上有すること（但し、単独元請実績のみを認め、共同設計体・再委託による業務の実績は含まない。）。
  - ・ 公的機関 1が発注した、発注支援業務又は業務マニュアル作成業務のうち、
    - イ 同種業務：建築保全工事 2に係るものであること
    - ロ 類似業務：建築工事に係るものであること
      - 1 公的機関とは、国、地方公共団体、独立行政法人（当機構も含む。）法律に基づき地方公共団体が設置できる公社（住宅供給公社、土地開発公社）をいう。以下同じ。
      - 2 建築保全工事とは、居住中及び営業中の建物における大規模建築修繕工事をいう。以下同じ。
- (6) 次に掲げる基準を満たす技術者を本件業務に配置できること。
  - 現場代理人
  - 現場代理人については、下記のイから八に示す条件を満たす者であること。
  - イ 以下の資格を有する者で、かつ、資格取得後に、建築設計業務に係る3年以上

の実務経験があること。

- ・ 一級建築士の資格を有し、建築士法(昭和25年法律第202号)による登録を行っている者

ロ 平成24年度以降に完了した、(5)の「同種又は類似の業務」の実績が1件以上あること(但し、単独元請実績に限る。)

ハ 申請書及び資料の提出期限日時点において、参加希望者と恒常的な雇用関係があること。なお、雇用関係がないことが判明した場合は、「虚偽の記載」として取扱う。

- (7) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に基づく建築士事務所の登録を行っており、過去3年以内に同法に基づく監督処分を受けていないこと。
- (8) 申請書及び資料に記載された内容によっては、本件業務の目的、内容及び留意点等が十分に理解されているとはいえず、或いは、本件業務を行うために必要となる履行体制及び人員が確保されておらず若しくは業務の品質確保のために必要となるバックアップ体制が構築されているとはいえないことから、契約の内容に適合した業務の履行が十分になされないおそれがある著しく不相当であると認められる者でないこと。

## 5 総合評価に係る事項

### (1) 総合評価の方法

価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、当該入札者の入札価格から求められる「価格評価点」とにより得られた「技術評価点」との合計値をもって行う。

価格評価点の算出は、以下のとおりとし、最高点は30点とする。

価格評価点 = 価格評価点の最高点数 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

技術評価点の算出は、以下のとおりとし、最高点は60点とする。

技術評価点 = 技術評価点の最高点数 × 技術点 / 技術点の満点

また、技術点の算出は、技術提案書の内容に応じて、下記の評価項目毎に評価を行い、技術点を与えるものとし、満点は60点とする。

- ・ 企業の経験及び能力
- ・ 配置予定の現場代理人の経験及び能力
- ・ 実施方針
- ・ 評価テーマに関する技術提案

### (2) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」と(1)の評価項目をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、(1)によって得られる数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者となるべ

き者を決定する。

(3) 技術点を算出するための基準

申請書及び資料の内容について、別紙 1 の評価項目についてそれぞれ評価を行い、技術点を算出する。

6 担当部署

(1) 公募条件ほか(2)以外について

〒536 - 8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目 6 番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社

技術監理部ストック改修課 電話06 - 6969 - 9216

(2) 入札手続及び一般競争参加資格について

〒536 - 8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目 6 番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部契約課 電話06 - 6969 - 9848

7 競争参加資格の確認

(1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、発注者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

一般競争参加資格の申請

4(4)の認定を受けていない者も、次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4(1)から(3)まで及び(5)から(8)までに掲げる事項を満たしているときは、開札のときにおいて4(4)の認定を受けていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札のときにおいて4(4)の認定を受けていなければならない。

ついては、上記の者は、と別に、以下のとおり一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）及び添付書類を提出して、測量・建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請すること（詳細は当機構ホームページ 入札・契約情報 入札・契約手続き 競争参加資格 建設コンサルタント等の「随時受付」事項を参照）

イ 提出期間：令和4年3月30日（水）から令和4年4月11日（月）（申請書及び資料の提出期限日の4営業日前）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

ロ 提出場所：6(2)に同じ。

ハ 提出方法：提出場所へ持参し、又は一般書留郵便により郵送（上記提出期間内に必着）することにより行うものとし、電送によるものは受け付けない（申請書類等を封入した封筒の表、左下及び同申請書の余白に「『04 - 西日本支社建築保全工事等発注マニュアル作成業務』申請希望（開札日：令和4年5月26日）」

と朱書きすること。 )。

申請書及び資料の提出

イ 提出期間：令和4年3月31日(木)から令和4年4月15日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

ロ 提出場所：6(2)に同じ。(紙入札方式の者は6(1)に同じ。)

ハ 提出方法：申請書及び資料の提出は、電子入札システムにより受け付けを行う。

但し、やむを得ない事由により、発注者の承諾を得たうえ紙入札方式による者は、一般書留郵便により郵送(上記提出期間内に必着。表封筒に「『04 - 西日本支社建築保全工事等発注マニュアル作成業務』に係る申請書・資料在中」と朱書きすること。)することにより行うものとし、提出場所への持参又は電送によるものは受け付けない。

(2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

(3) 資料は、別記様式2～8により作成すること。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和4年5月11日(水)までに電子入札システム(紙入札方式の者は書面)にて通知する。

(5) その他

申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

発注者は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

提出された申請書及び資料は、返却しない。

提出期間以降における申請書及び資料の差替え及び再提出は認めない。

電子入札システムで提出する場合の注意事項

電子入札システムにより提出する場合は、ファイル形式はWord2010形式以下のもの、Excel2010形式以下のもの、PDF形式又は画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式)で作成すること。

ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。但し、自己解凍方式は指定しないものとする。

契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み、本文に貼り付けること。

全てのファイル容量の合計が3MBを超える場合は、全ての書類を、(1)の紙入札方式の者と同様の提出期間、場所及び方法により、提出すること。この場合、電子入札システムでの提出との分割は認められない(容量3MBまでの一部ファイルは電子入札システム、容量を超えた分は書面、といった提出方法は認めないので、必要書類の全てをまとめて提出すること)。併せて、電子入札システムにより、以下の内容を記載したものを「添付資料」に添付し、送信すること。

- ・(電子入札での提出以外の提出方法)とする旨の表示
- ・提出する書類の目録
- ・提出する書類のページ数
- ・提出年月日

## 8 苦情申立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、発注者に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、説明を求めることができる。  
提出期限：令和4年5月18日（水）午後5時  
提出場所：6(2)に同じ。（紙入札方式の者は6(1)に同じ。）  
提出方法：電子入札システムにより提出すること（様式は自由）。  
但し、紙入札方式の者は、書面を一般書留郵便により郵送（上記提出期限までに必着）することにより行うものとし、提出場所への持参又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 発注者は、説明を求められたときは、令和4年5月23日（月）までに説明を求めた者に対し電子入札システム（紙入札方式の者は書面）により回答する。ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することができる。
- (3) 発注者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。
- (4) 発注者は、(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。

## 9 入札説明書等に対する質問

- (1) 設計図書（仕様書、図面及び現場説明書等をいう。）及びこの入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。  
なお、3(6)ただし書に記載のとおり、積算基準については所定期間内に閲覧等となっているので、それを含め全てを熟読したうえで質問を行うこと。  
提出期間：令和4年3月31日（木）から令和4年5月16日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで  
提出場所：6(2)に同じ。（紙入札方式の者は6(1)に同じ。）  
提出方法：電子入札システムにより提出すること。  
但し、紙入札方式の者は、一般書留郵便により郵送（上記提出期間内に必着）することにより行うものとし、提出場所への持参又は電送によるものは受け付けない。
- (2) (1)の質問がある場合には、回答書を、次のとおり閲覧に供する。  
期間：令和4年5月20日（金）から令和4年5月25日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで  
方法：電子入札システムによる。  
但し、紙入札方式の者がいる場合は、併せて独立行政法人都市再生機構西日本支社 1階質疑応答コーナー開架棚において閲覧に供する。

## 10 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札書の提出期間及び場所  
提出期間：令和4年5月24日（火）から令和4年5月25日（水）正午まで

提出場所：6(2)に同じ。

(2) 開札の日時及び場所

日時：令和4年5月26日(木)

開札時間は、競争参加資格確認通知に併せて通知する。

場所：6(2)に同じ。

但し、紙入札方式の者がいる場合は、独立行政法人都市再生機構西日本支社 3階契約情報公開コーナー対面ブース

11 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

12 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

但し、紙入札方式の者は、作成した入札書(様式は当機構ホームページ 入札・契約情報 入札・契約手続き 電子入札 電子入札に参加される方へ 運用基準・様式等 「入札書様式(電子入札用)」紙入札の場合のみ使用)について、一般書留郵便により郵送(提出期限までに必着)すること。提出場所への持参又は電送による入札は受け付けない。

なお、郵送は、二重封筒とし、表封筒及び中封筒に各々封をすること。

中封筒には、入札書のみを入れること。入札書には必要事項を記入(入札参加者が年間受任者をして入札をさせるときは年間委任状が必要(代理人の場合は委任状)である。)したものを中封筒に入れ、封をし、業務名、開札日時及び入札者名を明記すること。また、入札書については、入札案件ごとに封をすること。

表封筒は、必要事項を記入のうえ、上記の中封筒(及び年間委任状又は委任状)を入れ、封をすること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

14 開札

開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う（電子入札運用基準「5.開札」の項を参照）。

但し、紙入札方式の者は、入札者又はその代理人が開札に立ち会うこと（電子入札システムにて入札を行う者は、立会は不要。）なお、入札参加者が第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度の入札を行うこととなった場合には、再度の入札を辞退したものとして取り扱う。

15 入札の無効

この入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札心得（当機構ホームページ 入札・契約情報 入札・契約手続き 電子入札 運用基準・様式等を参照）等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、発注者により競争参加資格があると確認された者であっても、開札の時ににおいて指名停止要領に基づく指名停止を受けているものその他の開札の時ににおいて4に掲げる要件のないものは、競争参加資格がない者に該当する。

16 落札者の決定方法

5(2)による。

17 手続における交渉の有無 無

18 契約書作成の要否等

標準契約書（業務請負契約書）（様式は当機構ホームページ 入札・契約情報 入札・契約手続き 入札心得・契約関係規程 入札関連様式・標準契約書を参照）により、契約書を作成するものとする。

19 支払条件

前金払30%以内、出来高による部分払4回及び完成払

20 関連情報を入手するための照会窓口

6に同じ。

21 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、「独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況につい



て情報を公開するなどの取り組みを進める」とされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれかにも該当する契約先

当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

当機構との間の取引高

総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

1者応札又は1者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

## 22 その他

(1) 入札参加者は、入札心得及び契約書案並びに電子入札運用基準を熟読し、入札心得を遵守すること。

(2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書及び資料を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

- (3) 落札者は、申請書及び資料に記載した配置予定の技術者等を本件業務に配置すること。
- (4) 同一の技術者を重複して複数業務の配置予定の技術者としようとする場合は、業務を実施するにあたり万が一にも支障が生じるといったことのないよう、業務量等を十分に検討したうえで申請及び入札を行うこと。
- なお、他の業務を落札した等により、配置予定の技術者を配置することができなくなる或いは手持ち業務量が過大となり業務の履行が不可能となる恐れがあるときは、入札してはならず、申請書又は入札書（以下「申請書等」という。）を提出している者は、直ちに当該申請書等の取下げを行うこと。他の業務を落札した等により配置予定の技術者を配置することができず或いは業務の履行が不可能となる恐れがあるにもかかわらず入札した場合においては、指名停止借置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (5) 電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、8時30分から20時00分まで稼動している。
- システムを停止する場合等は、当機構ホームページ 入札・契約情報 入札・契約手続き 電子入札 お知らせにおいて公開する。
- (6) システム操作マニュアルは、当機構ホームページ 入札・契約情報 入札・契約手続き 電子入札 操作マニュアルにおいて公開している。
- (7) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。
- ・ システム操作・接続確認等の問合せ先  
電子入札システムヘルプデスク  
：0570-021-777（ナビダイヤル）  
E-mail：sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com  
（ナビダイヤルが利用できない場合）  
よくある質問（当機構ホームページ 入札・契約情報 入札・契約手続き 電子入札 操作方法に関するお問い合わせ先）  
URL：https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html
  - ・ ICカードの不具合等発生時の問合せ先  
ICカードを取得した各電子入札コアシステム対応の認証局のヘルプデスクへ問合せすること。  
ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、6(2)へ連絡すること。
- (8) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
- ・ 競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
  - ・ 競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・ 競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

- ・ 辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
  - ・ 辞退届受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・ 日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・ 入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
  - ・ 入札書受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・ 入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・ 再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・ 再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
  - ・ 落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・ 決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・ 保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・ 取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・ 中止通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- (9) 契約の履行に当たって、暴力団員等から不当要求・不当介入を受けた場合は、必ず警察への届出又は相談を行い、当機構に対してもその事実内容を報告すること。なお、下請業者が同様の要求等を受けた場合についても、必ず警察への届出又は相談を行うよう指導し、当機構に対してもその事実内容を報告すること。
- (10) 落札者は、個人情報及び重要な情報の取扱いに関する「個人情報等の保護に関する特約条項」(様式は当機構ホームページ 入札・契約情報 入札・契約手続き 入札心得・契約関係規程 入札関連様式・標準契約書を参照)を契約書と同日付で締結するものとする。
- (11) 落札者は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」(様式は当機構ホームページ 入札・契約情報 入札・契約手続き 入札心得・契約関係規程 入札関連様式・標準契約書を参照)を契約書と同日付で締結するものとする。
- (12) 本件業務は、業務成績評定対象業務である。落札者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。付与した業務成績評定点は、将来業務発生時に価格以外の評定項目として使用することがある。
- (13) 落札者は、技術提案書の内容を契約書及び業務計画書に明記し、その内容を適切に履行すること。

提示した実施方針や業務実施体制、評価テーマに係る提案どおり業務を履行できない状況が発生した場合は、発注者と協議すること。なお、協議の上、落札者の責により実施方針等が履行されない場合は、業務成績評定の減点を行う場合がある。

以 上

お車でのご来場は、周辺道路の交通渋滞を招く恐れがありますので、固くお断り申し上げます。

別紙 1

技術点を算出するための基準

競争参加資格確認資料の内容については、以下の評価項目についてそれぞれ評価を行い、技術点を算出する。

分類	評価項目	評価の着目点		評価 ウエイト
			判断基準	
基本事項評価	企業の経験及び能力	業務実績	(別記様式 2) 平成24年度以降に完了した同種又は類似業務の実績について、下記の順位で評価する。 同種業務の実績が 2 件ある。 同種業務の実績が 1 件ある。 類似業務の実績が 1 件以上ある。	10 5 0
		企業独自の取組	(別記様式 3) 下記のいずれかの認定を受けている場合に評価する。 ・女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等) 1 ・次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定企業) 2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) 3	2
	経配置予定の現場代理人の経験及び能力	業務実績	(別記様式 5) 平成24年度以降に完了した同種又は類似業務の実績について、下記の順位で評価する。 同種業務の実績が 2 件ある。 同種業務の実績が 1 件ある。 類似業務の実績が 1 件以上ある。	8 4 0
技術提案の	実施方針	業務理解度	(別記様式 6、7) 実施方針(工程表、業務フロー等を含む。)について、業務の目的、条件、内容を理解したうえでの提案がなされており、その妥当性が高い場合や業務成果の品質向上に資する提案となっている場合に優位に評価する。	0 ~ 10

	実施体制	<p>(別記様式 6、7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人員体制(専門性・経験等を加味した配員計画等)や企業としてのバックアップ体制(ミス防止・バックアップのための組織体系や仕組等)等、業務を遂行する上で適切な実施体制の提案となっている場合に優位に評価する。</li> <li>・ 業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。</li> <li>・ 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。</li> </ul> <p>なお、業務の目的が理解されておらず、実施体制や工程計画等が著しく劣る場合は評価しない。</p> <p>また、業務の品質確保のために必要となる履行体制、人員確保及びバックアップ体制等が構築されておらず、業務の履行が充分になされないおそれがある場合には、欠格とする。</p>	0 ~ 10
	評価テーマ	<p>(別記様式 8)</p> <p>的確性(与条件との整合性がとれているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)及び実現手法を考慮し、総合的に評価する。</p> <p>[評価テーマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マニュアル策定を見据えた業務実施上の配慮事項、及び社内ワーキングの運営方法について</li> </ul>	0 ~ 20
合計			60

- 1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)又は同法第12条又は第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定・届出をしている企業(常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る。)をいう。
- 2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- 3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- 4 複数の候補者を提出した場合、うち最も低い者の得点を当該技術者に係る評価点とする。  
複数者を配置する場合、うち最も低い者の得点を当該技術者に係る評価点とする(代表技術者として明示した者でないことに注意。)
- 5 記載内容が、業務目的に反する記述や事実誤認等、適切な業務執行が妨げられる内容となっている場合には、欠格とする。

競争参加資格確認書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社  
支社長 田中 伸和 殿

登録番号 1									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(提出者) 住 所

商号又は名称

代表者氏名

(連絡先) 支店等・部署

担 当 者 名

電 話 番 号

F A X 番 号

令和 4 年 3 月 30 日 付 け で 掲 示 の あ り ま し た 0 4 - 西 日 本 支 社 建 築 保 全 工 事 等 発 注 マ ニ ュ ア ル 作 成 業 務 に 係 る 競 争 参 加 資 格 に つ い て 確 認 さ れ た く、資 料 を 添 え て 申 請 し ま す。

な お、独 立 行 政 法 人 都 市 再 生 機 構 会 計 実 施 細 則 ( 平 成 16 年 独 立 行 政 法 人 都 市 再 生 機 構 達 第 95 号 ) 第 331 条 各 号 の 規 定 に 該 当 す る 者 で な い こ と 及 び 資 料 の 内 容 に つ い て は 事 実 と 相 違 ない こ と を 誓 約 し ま す。

1 入札説明書 4 (4) の業者登録番号を記載のうえ、提出日時点の登録状況について、該当箇所の にチェックのうえ記入すること。

登録 又は 申請 状況	令和 3・4 年度	登録済 業種・地区の追加申請中(本店所在府県及び申請日: 今回申請(受付日: )

注 申請書及び資料として別記様式 1 から別記様式 8 まで及び別途指定する確認資料等を提出してください。

な お、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(414円)の切手を貼った長 3 号封筒を申請書と併せて提出してください(紙入札で参加する場合にのみ必要です(電子入札で参加する場合には必要ありません。))

別記様式 2

企業の平成 24 年度以降に完了した業務の実績

提出者名：

業務分類 1	同種・類似
受注形態	単独
業務名称 / PUBDIS・TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関 (事業主) 住所 TEL	
業務の概要 2	
技術的特徴 2	

- 1 入札説明書 4 (5) に示す「同種」「類似」業務のいずれであるかを記載すること。
- 2 具体的に記載すること。

- 注 1 記載する業務の実績の件数は 2 件までとし、1 件につき A 4 判 1 枚以内に記載する。
- 注 2 記載した業務に係る契約書等の写しを提出すること。ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム (TECRIS)」又は一般社団法人公共建築協会の「公共建築設計者情報システム (PUBDIS)」に登録されている場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。なお、それらのみによっては入札説明書 4 (5) に示す要件が確認できない場合には、当該要件に該当することが確認できる書類の写しを必ず添付すること。
- 注 3 別記様式 5 に記載した技術者の業務の実績を重複して記載できる。

別記様式 3

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

提出者名：

**1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等**

プラチナえるぼしの認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

えるぼし3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が300人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

**2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定**

「プラチナくるみん（特例）認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

「くるみん認定」（新基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

「くるみん認定」（旧基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

**3 若者雇用促進法に基づく認定**

若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

- 注1 1～3の全項目について、「該当」「該当しない」のどちらかに を付けること。  
注2 それぞれ、該当することが確認できる書類（認定通知書、一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付））を添付すること。  
注3 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要領」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、各項目中「認定を取得」、「策定・届出をしている」とあるのは、それぞれ「認定に相当」、「策定・届出済に相当している」と読み替え、内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写しを添付すること。



別記様式 4

配置予定の技術者等の保有資格等

提出者名：

1 現場代理人

氏名：					
所属・役職：					
（入社年月日： 年 月 日）					
保有資格等	資格 1	資格等名称・部門・分野等	登録等番号	取得年月	実務経験 <sub>2</sub>
					年
					年
					年
					年
					年

1 資格を証する書類の写しを添付すること。

2 資格の場合の実務経験は、資格取得後の建築設計業務に係る実務経験年数を記載するものとし、係る経歴書を添付すること。

注1 雇用関係を証明する資料を添付すること（健康保険証等の場合、被保険者等記号・番号等にはマスキングを施すこと。）

注2 複数者を提出する場合、配置予定の現場代理人毎に記載すること。

なお、複数の候補者を提出する場合、氏名欄部分にそれぞれ『複数候補』の旨明示すること。うち最も低い者の得点を当該技術者に係る評価点とする。

また、複数者を配置する場合、当該者のうち1名を代表者として指定しなければならないものとし、氏名欄部分にはそれぞれ『複数配置』、代表者は『代表技術者』の旨明示すること。うち最も低い者の得点を当該技術者に係る評価点とする（代表技術者として明示した者でないことに注意。）

別記様式 5

現場代理人の平成 24 年度以降に完了した業務の実績

提出者名：

業務分類 1	同種・類似
受注形態	単独
業務名称 / PUBDIS・TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関 (事業主) 住所 TEL	
業務の概要 2	(〇〇技術者として従事) 3
技術的特徴 2	
当該技術者の担 当業務の内容	

- 1 入札説明書 4 (6) に示す「同種」「類似」業務のいずれであるかを記載すること。
- 2 具体的に記載すること。
- 3 「管理(主任)」「担当」のいずれかを記載すること。

- 注 1 記載する業務の実績の件数は 2 件までとし、1 件につき A 4 判 1 枚以内に記載する。
- 注 2 記載した業務に係る契約書等の写しを提出すること。ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム (TECRIS)」・一般社団法人公共建築協会の「公共建築設計者情報システム (PUBDIS)」に登録されている場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。なお、それらのみによっては入札説明書 4 (6) に示す要件が確認できない場合には、当該要件に該当することが確認できる書類の写しを必ず添付すること。
- 注 3 別記様式 2 に記載した企業の業務の実績を重複して記載できる。
- 注 4 複数者を提出する場合、配置予定の現場代理人毎に記載すること。  
なお、『別記様式 5』の右側に『複数候補』又は『複数配置』の旨及び現場代理人の氏名を明示すること。

別記様式 6

実施方針

提出者名：

・本件業務の実施方針	・本件業務の実施フロー

・本件業務の工程計画 1							
業務区分 2	業務工程						備考
	月	月	月	月	月	月	

- 1 具体的な動員数（概数（人・日（換算人員）））及び 工程計画を、業務区分毎に明記すること。なお、様式については、上記を参考に提案者の判断により作成可とする。
- 2 仕様書に基づき、具体的な作業内容又は検討項目を記載すること。なお、一部を再委託する場合については、当該部分はカッコ書き等により明記すること。

注 1 本件業務に関する実施方針・実施フロー・工程計画その他事項の記載にあたっては、A 4 判 1 枚以内に、文字サイズ10 ポイント以上で、簡潔に記載すること。  
 注 2 提案者及び協力を求める学識経験者等が特定できる記述は行わないこと。

別記様式 7

業務実施体制

提出者名：

1 業務実施体制(1)

職階	氏名	所属・役職	担当する分担業務の内容
現場代理人			
担当技術者	配置予定人数 人		
担当技術者(予定)			
氏名	所属・役職	資格・経験年数等	担当する分担業務の内容

注1 氏名にはふりがなをふること。

2 業務実施体制(2)

分担業務の内容	再委託先・技術協力先及びその理由(技術的特徴等)

注 他の建設コンサルタント等に業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合にのみ、記載する(これらを行わない場合は記載する必要はない。)

評価テーマに対する技術提案

提出者名：

評価テーマ：


入札説明書別紙 1 に示す評価テーマを記載すること。

注 1 本件業務の内容に沿った技術提案を、曖昧な表現を避け具体的かつ明確に記載すること。

記載にあっては、1 テーマにつき、(下記添付図表等を除いて) A 4 判 1 枚以内に、文字サイズ 10 ポイント以上で記載すること。

作成は、文章での表現を原則とし、簡潔に記述すること。なお、視覚的表現については、文章を補完するため必要最小限の範囲においてのみ認め、本様式に添付して A 4 判 1 枚以内において、概念図、出典の明示できる図表、既往成果等を用いることは支障ないが、本件のために特に作成した CG、詳細図面等を用いることは認めない。

注 2 提案者及び協力を求める学識経験者等が特定できる記述は行わないこと。

重要な情報の保護に関する誓約書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長 田中 伸和 殿

登録番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

担当部署

担当者氏名

(TEL / FAX)

貴機構の下記の工事等に係る掲示に基づく入札等にあたり、貴機構から提供される重要な情報の取扱いについては、下記のとおり、厳重な管理をすることを誓約します。

記

1 工事等名

04 - 西日本支社建築保全工事等発注マニュアル作成業務

2 重要な情報

積算基準、業務説明時の提示資料等、質疑応答調書その他閲覧等の方法により提供される情報

3 誓約事項

- (1) 貴機構から提供される重要な情報は、本件入札等に参加する目的のみに使用することを誓約します。
- (2) 重要な情報の保護の重要性を認識し、貴機構又は第三者に対する権利権益を侵害することのないよう、情報の取扱いを適切に行います。
- (3) 重要な情報について、他に漏らさず、漏えい、流出、滅失及びき損の防止その他の重要な情報の適切な管理のための必要な措置を講じます。
- (4) 貴機構が重要な情報の管理の状況について調査を求めた場合には、それに協力します。
- (5) 上記の各誓約に反して、貴機構に迷惑をかけ、損害を与えるような事態を招来したときは、その損害賠償等の責を負います。

以 上